

三沢飛行場水域

1 漁船の操業の制限又は禁止区域

小川原湖南東岸にある305メートルを隔てた2箇所の標識と、それらをそれぞれ起点とする真方位334度の線上183メートルの点を順次に結ぶ線によって囲まれる水面。ただし、標識間を結ぶ線は、陸岸とする。

2 制限期間

常時漁船の操業を禁止する。

3 使用目的

救難艇の停泊

4 損失補償を行う期間

令和5年9月1日から令和6年8月31日まで

5 損失補償申請

上記の制限等により、当該区域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上被った損失の補償を受けようとするときは、その者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。